

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下「乙」という。）とは、奈良県地域防災計画に基づき、災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する物資の輸送・荷役等の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物資の調達及び供給
- （4）物資拠点の提供及び運営
- （5）前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し協力要請を行うときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限または業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、その他の必要な支援に努めるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第3条の規定による要請により業務を実施したときは、速やかに実績報告書（別記様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により要請を受け実施した物資の輸送・荷役等に要した費用は、甲が負担する。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 前項の規定により甲が負担する費用の請求及び支払いの方法等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供した会員の事業用自動車に故障その他の事由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換してその運行を継続しなければならない。

- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(使用者及び第三者に対する責任)

第8条 乙は、物資の受入れ及び輸送等に際し、乙の責めに帰する理由により、使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、第3条の規定による要請により、乙が供給する事業用自動車に損傷し、又は滅失したときは、当該車体の損害を補償する。ただし、乙に過失がある場合についてはこの限りでない。

(災害補償)

第10条 甲は、この協定により物資等の緊急輸送の業務に従事した者が、当該業務に従事したため負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和39年奈良県条例第14号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けることができる場合
- (3) 当該事故が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（別記様式第3号）により相互に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

（情報の交換及び防災訓練等への参加）

第13条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資輸送等についての情報交換を行うこととする。

2 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や研修等への参加に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月10日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
一般社団法人AZ-COMネットワーク
理事長 和佐見 勝

協力要請書

年 月 日

（被要請者）

一般社団法人AZ-COMネットワーク理事長 様

（要請者）奈良県知事

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況

2 協力の要請内容

協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> 連絡調整員の派遣 <input type="checkbox"/> その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
協力の要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他の必要事項	

問い合わせ先

電話 — —

FAX — —

担当

実績報告書

年 月 日

（要請者） 奈良県知事 様

（被要請者） 一般社団法人AZ-COMネットワーク理事長 印

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第5条に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事項	内容
配達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管場所	
連絡調整委員の派遣場所	
その他業務	
備考	

問い合わせ先

電話 — —

FAX — —

担当

連絡責任者届

【 奈良県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	
E-mail	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		
E-mail		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 一般社団法人AZ-COMネットワーク 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	
E-mail	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		
E-mail		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：